

産業廃棄物の収集運搬及び処分等業務(単価)仕様書

1. 業務内容

受注者は、発注者が別途指定した本業務を監督する職員(以下「監督職員」という。)の指示に基づき、産業廃棄物の収集運搬及び処分を行うものである。

2. 搬出・処分等物品及び予定数量

(1) 品目及び予定数量

混合廃棄物	16,000 kg
金属くず	41,700 kg
廃電気機械	300 kg
廃プラスチック類	1,880 kg
ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	100 kg
廃電池類	20 kg

(2) 固定・連結取り外し対象什器

壁固定取り外し対象什器	82 台
床固定取り外し対象什器	31 台
連結固定取り外し対象什器	119 台
壁固定及び連結固定取り外し対象什器	128 台

産業廃棄物の搬出場所、品目及び予定数量等の詳細は、別紙1のとおりとする。

なお、本仕様書に記載の予定数量は見込みであり、業務の作業量を保証するものではない。

3. 搬出場所

(1) 北海道農政事務所旧本庁舎

住所	: 北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2 番 22 号エムズ南 22 条ビル第 2 ビル、第 3 ビル
建物概要	: 地上 5 階(建物所有者: NTT アーバンバリューサポート株式会社)
入居階	: 第 2 ビル 1 ~ 5 階、第 3 ビル 1 ~ 2 階
延床面積	: 3,440.9 m ²
エレベータ	: 第 2 ビル 1 機、第 3 ビル 1 機(積載荷重 1,000 kg)

(かご内寸法 H2,275mm×W1,500mm×D1,590mm、扉開口 W900mm×H2,100mm)

(2) 北海道農政事務所白石庁舎

住所 :北海道札幌市白石区平和通2丁目北5番 10 号
建物概要 :地上2階
延床面積 :827.32 m²
エレベータ :なし

4. 履行期間

契約締結日から令和9年2月 26 日

(1) 旧本庁舎

契約締結日から令和8年8月 25 日の9時から 17 時までの間において搬出し、搬出漏れ等がある場合には8月 30 日 17 時までには搬出すること。

(2) 白石庁舎

契約締結日から令和8年9月 30 日までの9時から 17 時までの間において搬出を行うこととする。

搬出日及び搬出時間帯については監督職員と事前に打ち合わせを行い、指定する日時に搬出すること。

5. 応札者の要件

(1) 応札者は、「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」の許可を両方得ている事業者であること。

(2) 環境配慮契約法に基づく裾切り方式による事前審査において、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況及び適正な産業廃棄物処理に関する能力並びに実績等について、別紙2を用いて整理し、満点 50 点の6割(30 点)以上の得点を獲得した事業者であること。

(3) 単独で本業務を行うことができない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体(対象業務を共同して行うことを目的として複数事業者により構成される組織をいい、民法(明治 29 年法律第 89 号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)として参加できるものとする。

- ① 証明書等の提出時までには共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。
- ② 共同事業体の代表者及び構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること、若しくは単独で参加することはできない。
- ③ 共同事業体として本入札に参加する場合は、共同事業体の結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を提出すること。また、協定書の作成に当たっては、業務分担及びその考え方並びに実施体制についても明確に記載し、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。

- ④ 共同事業体における事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。
- ⑤ 共同事業体は、共同事業体全体として、「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」の許可を両方得ている組織になるように複数事業者により構成すること。

6. 収集運搬及び処分の方法

- (1) 受注者は、排出事業場の特殊性等を十分に理解し、環境の保全及び排出事業場の業務に支障を来さないよう万全を期すこと。
- (2) 産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める産業廃棄物の処理基準に掲げる方法において行うこととする。

また、上記の方法で処理した後も産業廃棄物である物の処分又は再生を委託する場合には、産業廃棄物処分業者その他他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって当該産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

なお、処理後の産業廃棄物等の処理については、契約締結後速やかに、当該産業廃棄物等の処理方法、運搬先等を明らかにしたフロー図を作成し、運搬先との契約書、産業廃棄物処理業の許可証等の写しとともに監督職員に提出し、承諾を得ること。

- (3) 搬出に当たっては搬出経路の養生を行い、事故を起こすことのないように十分注意をすること。庁舎建物付属物・設備及び物品類を損傷した場合は、受注者の負担において補修を行うこと。

また、什器の搬出にあたり、壁や床に固定されている場合や、複数の什器が連結等されている場合は適切に固定・連結の解除を行い搬出すること。

- (4) 搬出物について、事前に監督職員と確認したうえで、収集運搬業務を行うこと。誤って建物付随の物品を搬出しないこと。
- (5) 収集運搬及び処分に係る経費は全て受注者が負担すること。なお、受注者は、処分に係る経費について、売却や譲渡等により、発注者に金銭的利益が発生する有価物としての買取単価によらない産業廃棄物として処理する処分単価を設定すること。
- (6) 受注者は、搬出作業を行う者の氏名及び車両番号について、業務実施の前々日（閉庁日を除く）の正午までに監督職員に連絡すること。

7. 処分報告

- (1) 発注者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて受注者に交付する。（ただし、マニフェストは受注者が用意すること。）

- (2) 受注者は、産業廃棄物の収集を行うときは、監督職員の立会いのもと産業廃棄物の種類及び量を
確認し、マニフェストと照合する。
- (3) 受注者は、産業廃棄物を事業場に搬入する都度、マニフェストB1(収集運搬業者保管)票及びB2
(運搬終了)票に必要事項を記載し、B2(運搬終了)票を運搬終了日から10日以内に発注者に送付す
るとともにB1(収集運搬業者保管)票を5年間保存する。
- (4) 受注者は、処分が完了したときは、マニフェストC1(処分業者保管)票、C2(処分終了)票及びD
(処分終了)票に必要事項を記載した後、D(処分終了)票を処分終了日から10日以内に発注者に送
付し、C1(処分業者保管)票及びC2(処分終了)票を5年間保存する。
- (5) 受注者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付
を受けたときは、マニフェストE(最終処分終了)票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了し
た年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処
分が適正に終了したことを確認の上、E(最終処分終了)票を発注者に送付する。
- (6) 発注者は、受注者から送付されたマニフェストB2(運搬終了)票、D(処分終了)票及びE(最終処
分終了)票を、A(排出事業者保管)票とともに5年間保存する。
- (7) 最終搬出分に係る上記(5)のマニフェスト(E票)は、終了後速やかに監督職員へ提出すること。

8. 情報の提供

受注者は対象の産業廃棄物の収集運搬又は処分が困難となった場合には、その旨を速やか
に監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

9. 最終処分の確認

- (1) 受注者は、契約時に本業務に係る産業廃棄物の最終処分(埋立処分又は再生)の場所(住所、地
名、施設の名称など)、最終処分の方法及び施設の処理能力を記載した書類を提出すること。
また、受注者が、6.(2)により監督職員に了承された二次処理先に搬出する場合については、当該
二次処理先の場所等を併せて記載すること。
- (2) 受注者は、発注者に対し中間処理後の最終処分等の場所等について必要な情報を提供しなけれ
ばならない。発注者は、受注者と最終処分業者等との間で交わしている契約書、マニフェスト及び許可
証の写し等により、最終処分等の場所の所在地、名称、方法及び処理能力の確認を行うこととする。な
お、最終処分等の場所等に変更が生じた際は、受注者は遅滞なく発注者に文書により通知し、必要な
情報を書面にて提出しなければならない。

10. 業務完了報告書の作成、書類の保存、検査及び業務代金の請求

- (1) 受注者は、最終処分終了の都度、業務完了報告書(様式任意)を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 発注者及び受注者は、契約書を法令により定められた添付書類とともに、契約終了後から5年間保存する。
- (3) 発注者は、7. (5)に示す受注者から提出されたマニフェストE票及び業務完了報告書により廃棄物の収集運搬・処分の終了について検査を行う。
- (4) 発注者は、上記(3)の検査合格後に受注者が提出する適法な請求書を受領した日から30日以内に支払いを行う。
- (5) 上記(4)の請求は、協議の上、業務完了報告の都度取りまとめた上で行う。

11. 積替保管

- (1) 受注者は、対象の産業廃棄物の収集運搬に当たっては、許可された事業の範囲に当該廃棄物の保管・積替えを含む場合を除き、対象の産業廃棄物を積替え又は保管してはならない。
- (2) 受注者は、対象の産業廃棄物の収集運搬に当たり積替え又は保管を行う場合において、当該廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管の場所において他の産業廃棄物と混合してはならない。
- (3) 受注者は、委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分に当たり積替え又は保管を行う場合は、法令に定める保管の基準を遵守すること。
- (4) 受注者は、積替え保管施設において、売却を目的とした産業廃棄物の抜き取りを行ってはならない。

12. 業務の調査等

- (1) 発注者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するために、受注者に対し、本業務に係る報告を求めることができる。
- (2) 発注者は、受注者に対し、予告なく処分施設における産業廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受注者はその状況について適切な説明をしなければならない。

13. 再委託の禁止

受注者は、8に基づく報告を行った場合であって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に定める基準に従い発注者から書面による承諾を得て行う場合を除き、本業務を第三者に委託してはならない。

14. 契約の解除等

- (1) 受注者が法令に定める基準を満たさなくなったときは、発注者はこの契約を解除することができる。
- (2) 受注者がこの仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、発注者はこの契約を解除することができる。
- (3) 受注者の責によりこの契約が解除される場合は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、若しくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

15. 秘密保持

受注者は、本業務の遂行上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

16. 疑義の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、関係法令等に従いその都度、監督職員と受注者が協議して決定するものとする。

17. 環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)

(1) 主な環境関連法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」等の関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(2) 環境関連法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙3を用いて、以下の取組に努めたことを、みどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。




別紙1 (廃棄予定リスト)









No	搬出場所	品目	品名	W(幅) mm	D(奥行) mm	H(高さ)mm	見込み m3	予定数量	単位	見込み合計 m3	見込み重量 kg	壁固定取り外し	床固定取り外し	連結取り外し	備考	写真(参考)
1	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	カウンター	1280	480	920	0.566	15	台	8.49	900				本所8台(第2ビル) 白石7台	
2	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	ネスティングチェア	500	500	900	0.225	1	脚	0.225	13				本所1脚(第2ビル)	
3	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類・ガラスくず・木材類)	鏡	550	300	1500	0.248	1	式	0.248	13				本所1式(第2ビル)	
4	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	傘立て	850	370	540	0.17	10	台	1.7	70				本所10台(第2ビル9 台、第3ビル1台)	
5	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	ソファ	1600	670	640	0.687	2	台	1.374	40				本所2台(第2ビル)	
6	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	テレビラック	1000	950	1700	1.615	1	台	1.615	20				本所1台(第2ビル)	
7	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	会議テーブル	1800	620	710	0.793	45	台	35.685	900				本所25台(第2ビル23 台、第3ビル2台) 白石20台	
8	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	ホワイトボード	1530	620	710	0.674	4	台	2.696	60				本所3台(第2ビル) 白石1式	
9	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	スタッキングチェア-収納代 車	780	580	500	0.227	6	台	1.362	150				本所6台(第2ビル)	
10	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	事務用椅子	500	500	900	0.225	14	脚	3.15	182				本所2脚(第2ビル) 白石12脚	
11	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	ラテラル	870	450	1110	0.435	16	台	6.96	320	○		○	本所15台(第2ビル12 台、3ビル3台) 白石1台 ・連結1台(本所(3ビ ル)) ・壁固定・連結12台 (本所(第2ビル10台、 第3ビル2台))	
12	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	テーブル	1650	670	700	0.774	4	台	3.096	92				本所4台(第2ビル)	
13	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	キッチンケース	810	450	1930	0.704	11	台	7.744	715	○		○	本所11台(第2ビル9 台、第3ビル2台) ・壁固定・連結2台(第 2ビル) ・連結1台(第2ビル)	
14	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	掲示板	1800	20	900	0.033	2	式	0.066	30				本所2式(第2ビル)	
15	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	案内板	390	390	1280	0.195	4	台	0.78	52				本所3台(第2ビル2 台、第3ビル1台) 白石1台	
16	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	ミーティングチェア	500	500	900	0.225	17	脚	3.825	221				本所9台(第2ビル) 白石8台	

17	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	整理棚	285	330	880	0.083	1台	0.083	23			本所1台(第2ビル)	
18	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類・ガラスくず類)	ガラス両開書庫	880	420	1430	0.529	5台	2.645	325	○	○	本所5台(第2ビル) ・壁固定・連結1台(第2ビル)	
19	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	ワゴン	440	490	630	0.136	25台	3.4	575			本所25台(第2ビル18台、第3ビル7台)	
20	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類・ガラスくず類)	ガラス引違書庫	920	470	1060	0.459	19台	8.721	1235		○	本所18台(第2ビル16台、第3ビル2台) 白石1台 ・連結6台(本所(第2ビル4台、第3ビル2台))	
21	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	折りたたみ椅子	500	500	900	0.225	70脚	15.75	910			本所20台(第2ビル19台、第3ビル1台) 白石50台	
22	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	古紙回収BOX	470	400	920	0.173	2台	0.346	26			本所2台(第2ビル)	
23	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	コートスタンド	1150	490	1620	0.913	5台	4.565	65			本所3台(第2ビル2台、第3ビル1台) 白石2台	
24	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	両袖机	1400	700	700	0.686	17台	11.662	1190			本所3台(第2ビル) 白石14台	
25	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	スタッキングチェア	500	500	900	0.225	22台	4.95	286			本所16台(第2ビル) 白石6台	
26	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	片開保管庫	515	380	880	0.173	1台	0.173	40			本所1台(第2ビル)	
27	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	コーナーテーブル	1600	700	700	0.784	3台	2.352	69			本所3台(第2ビル2台、第3ビル1台)	
28	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	パンフレットケース	1000	350	880	0.308	2台	0.616	26			本所2台(第2ビル)	
29	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類・木材類)	木製ロッカー	600	440	1800	0.476	2台	0.952	94			本所2台(第2ビル)	
30	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	ハンガーラック	1200	450	1640	0.886	2台	1.772	26			本所1台(第2ビル) 白石1台	
31	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	実験台	1800	750	800	1.08	3台	3.24	150			本所3台(第2ビル)	
32	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	タイヤラック	900	450	1400	0.567	17台	9.639	850			本所6台(第3ビル) 白石11台	
33	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	ラック	1200	400	2200	1.056	3台	3.168	210			本所3台(第3ビル)	
34	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	作業台	1200	600	700	0.504	1台	0.504	23			本所1台(第3ビル)	

35	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	デスクアンダーラック	490	500	1010	0.248	5台	1.24	115			本所1台(第3ビル) 白石4台	
36	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類・ガラスくず類)	ガラス引戸	900	500	1160	0.522	2台	1.044	130			本所2台(第2ビル1台、第3ビル1台)	
37	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	昇降テーブル	1550	700	1000	1.085	1台	1.085	23			本所1台(第3ビル)	
38	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	平机	1400	750	680	0.714	3台	2.142	69			本所3台(第2ビル1台、第3ビル2台)	
39	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	キャビネット	900	430	1000	0.387	3台	1.161	120			本所3台(第2ビル)	
40	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	プリンタ台	720	650	680	0.319	4台	1.276	92			本所1台(第3ビル) 白石3台	
41	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	プリンタデスク	700	700	700	0.343	1台	0.343	13			本所1台(第3ビル)	
42	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	ショーケース	1800	450	920	0.746	1台	0.746	60			白石1台	
43	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	マガジンラック	890	450	1800	0.721	1台	0.721	65			白石1台	
44	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	イス	500	500	900	0.225	4脚	0.9	52			白石4台	
45	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類・木材類)	木製キッチンケース	870	440	1900	0.728	1台	0.728	400			白石1台	
46	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類・木材類)	木製サイドボード	1800	430	900	0.697	1台	0.697	80			白石1台	
47	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	トレーキャビネット	900	450	1050	0.426	2台	0.852	26		○	白石2台 ・連結2台	
48	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	クリスタルトレー	680	420	1030	0.295	6台	1.77	78		○	本所6台(第2ビル) ・壁固定・連結2台	
49	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	片袖机	1000	700	700	0.49	1台	0.49	50			本所1台(第3ビル)	
50	本所・白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	パーティション	1260	50	1450	0.092	51式	4.692	3060		○	本所50台(第2ビル44台、第3ビル6台) 白石1台 ・連結13台(第2ビル)	
51	本所	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	自転車	1850	600	950	1.055	4台	4.22	76			本所2台(第3ビル) 白石2台	
52	白石	混合廃棄物(金属くず・木材類)	縦目段櫓	30	300	250	0.003	55台	0.165	715			白石55台	

53	白石	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	不燃吸音天井板	300	300	600	0.054	45式	2.43	90			白石45式	
54	本所	金属くず	1人用ロッカー	350	520	1790	0.326	4台	1.304	76			本所4台(第2ビル3台、第3ビル1台)	
55	本所・白石	金属くず	オープン書庫	890	360	1800	0.577	19台	10.963	665	○	○	本所15台(第2ビル5台、第3ビル10台) 白石4台 ・連結4台(白石4台) ・壁固定8台(本所(第3ビル8台)) ・壁固定・連結3台(本所(第2ビル1台、第3ビル2台))	
56	本所	金属くず	物品棚	1040	450	2100	0.983	23台	22.609	1610		○	本所23台(第2ビル) ・連結2台(第2ビル)	
57	本所・白石	金属くず	両開書庫	870	440	2000	0.766	326台	249.716	2190	○	○	本所261台(第2ビル164台、第3ビル97台) 白石65台 ・壁固定・連結70台(本所(第2ビル54台、第3ビル16台)) ・壁固定73台(本所(第2ビル19台、第3ビル54台)) ・連結46台(本所(第2ビル30台、第3ビル14台)、白石2台)	
58	本所	金属くず	引違書庫	1020	460	1120	0.526	41台	21.566	2665	○	○	本所41台(第2ビル28台、第3ビル13台) ・壁固定・連結13台(第3ビル) ・連結9台(第2ビル)	
59	本所・白石	金属くず	軽量棚	1130	480	2080	1.129	19台	21.451	1330	○	○	本所7台(第2ビル3台、第3ビル4台) 白石12台 ・壁固定・連結4台(本所(第3ビル)) ・連結9台(本所3台(第2ビル)、白石6台)	
60	本所	金属くず	上置書庫	900	450	330	0.134	42台	5.628	756	○	○	本所42台(第2ビル) ・連結20台(第2ビル) ・壁固定1台(第2ビル) ・壁固定・連結14台(第2ビル)	
61	本所	金属くず	平行移動書庫	3510	910	2270	7.251	11台	79.761	1650		○	本所11台(第2ビル9台、第3ビル2台) 床固定1台(第3ビル)	
62	本所	金属くず	書庫	890	400	1120	0.399	3台	1.197	120			本所3台(第2ビル)	
63	本所・白石	金属くず	中量棚	1320	440	2180	1.267	37台	46.879	5180	○	○	本所35台 白石2台 ・連結4台(本所3台(第3ビル3台)、白石1台) ・壁固定・連結7台(本所7台(第3ビル7台))	
64	本所	金属くず	手動式移動棚	4210	590	2300	5.713	6台	34.278	1080		○	本所6台(第3ビル) 床固定6台(第3ビル)	
65	本所	金属くず	シャッター扉書庫	900	450	1000	0.405	2台	0.81	130		○	本所2台(第3ビル) ・連結2台(第3ビル)	

66	本所	金属くず	電動移動書庫	5400	610	2360	7.774	15	台	116.61	3000	○	本所15台(第3ビル) ・床固定15台(第3ビル)	
67	本所	金属くず	移動ラック	1800	540	2400	2.333	9	台	20.997	1350	○	本所9台(第3ビル) ・床固定9台(第3ビル)	
68	本所	金属くず	シューズロッカー	1750	380	890	0.592	1	台	0.592	60		白石1台	
69	白石	金属くず	スチール書架	900	530	2250	1.074	8	台	8.592	560		白石8台	
70	白石	金属くず	2人用ロッカー	610	510	1790	0.557	4	台	2.228	136		白石4台	
71	白石	金属くず	3人用ロッカー	900	520	1790	0.838	2	台	1.676	102		白石2台	
72	本所	廃電気機械	IHコンロ	310	350	60	0.007	7	台	0.049	91		本所7台(第2ビル6 台、 第3ビル1台)	
73	本所・白石	廃電気機械	シュレッダー	680	370	820	0.207	2	台	0.414	52		白石1台	
74	本所・白石	廃電気機械	電子レンジ	500	310	280	0.044	5	台	0.22	75		本所5台(第2ビル4 台、 第3ビル1台) 白石1台	
75	本所・白石	廃電気機械	プリンタ	600	580	750	0.261	3	台	0.783	90		本所2台(第2ビル) 白石1台	
76	白石	廃電気機械	スキャナ	480	570	315	0.087	1	台	0.087	13		白石1台	
77	白石	混合廃棄物(金属くず・木材類)	坪対試験通風乾燥機	900	2500	1000	2.25	2	台	4.5	400		白石2台	
78	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	糞槽機	1080	410	800	0.355	1	台	0.355	45		白石1台	
79	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	精米機	410	210	350	0.031	1	台	0.031	15		白石1台	
80	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	段篩機	825	780	485	0.313	1	台	0.313	80		白石1台	
81	白石	混合廃棄物(金属くず・木材類)	段篩用網	350	200	240	0.017	1	式	0.017	15		白石1式	
82	白石	廃プラスチック類	コンテナ	320	530	370	0.063	11	台	0.693	77		白石11台	
83	白石	金属くず	脚立	400	120	2950	0.142	1	脚	0.142	13		白石1脚	

84	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	脱穀機	550	450	980	0.243	1台	0.243	13				白石1台	
85	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	スコップ	280	50	1000	0.014	9本	0.126	45				白石9本	
86	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	噴霧器	300	300	630	0.057	12個	0.684	60				白石12個	
87	白石	廃プラスチック類	タイヤ	200	400	850	0.068	20本	1.36	300				白石20本	
88	白石	電池類	アルカリ乾電池、リチウムコイン電池、ボタン電池	-	-	-	-	1式	-	20				白石1式	
89	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	スノーブラシ	300	150	700	0.032	27本	0.864	54				白石27本	
90	白石	混合廃棄物(金属くず・廃プラスチック類)	スノーダンプ	730	580	1300	0.551	12個	6.612	60				白石12個	
91	本所・白石	廃プラスチック類	ファイル等ほかプラスチック製品	240	100	300	0.008	2500式	20	1500					

産業廃棄物の処理に係る契約に関するチェックリスト

誓約書

番号	チェック欄	チェック項目	配点	
誓約書				
1	①	<input type="checkbox"/> 誓約書および申請資料の内容に虚偽の記載がなされていないことが誓約されているか。	必須	
優良基準への適合状況			/50	
遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類				
1	①	<input type="checkbox"/> 遵法性に係る基準に適合することを誓約書に記載されているか。	/10	
	②	<input type="checkbox"/> 誓約書の記載において、特定不利益処分を受けていない期間（入札日までの過去5年間）が不足していないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間特定不利益処分を受けていない → 10点 ・ 特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない → -5点 ・ 新規参入から5年に満たない → 0点 		
優良産廃業者認定制度の認定業者であることを証する書類				
2	①	<input type="checkbox"/> 優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類が提出されているか。優良認定業者の場合は、以下の書類（3,4,5及び6）の提出は省略 ^{※1}	/40	
事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類				
3	①	<input type="checkbox"/> インターネットの公表内容が最新かつ公表事項 ^{※2} がすべて公表されていることが誓約書に記載されているか。	/10	
	②	<input type="checkbox"/> インターネット上で事業の透明性に係る情報を記載しているトップページのURLが誓約書に記載されているか。		
	③	<input type="checkbox"/>		【法人の場合】法人に関する基礎情報
				1) 名称
				2) 事務所又は事業場の所在地
				3) 設立年月日
				4) 資本金又は出資金
				5) 代表者、役員の氏名及び就任年月日
	④	<input type="checkbox"/>		【個人の場合】個人に関する基礎情報
				1) 氏名
2) 住所				
⑤	<input type="checkbox"/> 事業の内容			
④	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要（事業の全体計画等）			
⑤	<input type="checkbox"/> 申請者が受けている産業廃棄物処理業の写し			
⑥	<input type="checkbox"/> 【処分業】事業場毎の産業廃棄物の処理工程（単位処理工程をひとつのブロックとしたブロック図等）			
⑦	<input type="checkbox"/>	【収集運搬】情報を公開する日の属する月の前々月までの三年間（以下「直前三年間」という。）の各月の		
		1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量		
		2) 産業廃棄物の種類ごとの運搬量		
⑧	<input type="checkbox"/>	【処分業】直前三年間の		
		1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量		
		2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び方法ごとの処分量		
⑨	<input type="checkbox"/> 3) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分および海洋投入処分を除く）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量			
⑧	<input type="checkbox"/> 処理料金の提示方法			
⑨	<input type="checkbox"/> 業務を所掌する組織・人員配置			
⑩	<input type="checkbox"/> 事業場の公開の有無・公開頻度			

※1：優良認定業者の場合は、遵法性以外の優良認定への適合状況を示す3、4、5及び6の書類の提出は免除され40点加算される。

※2：優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルの「3. 3. 3 公表事項」に示された事項。

番号	チェック欄	チェック項目	配点
環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書面			
4	①	<input type="checkbox"/> ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互承認されている認証制度による認証を受けていることを証する書類が提出されているか。	/10
電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類			
5	①	<input type="checkbox"/> 電子マニフェストシステム加入証の写しが提出されているか。	/10
財務体質の健全性に係る基準に適合することを証する書類			
6	①	<input type="checkbox"/> 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書が提出されているか。	/10
	②	<input type="checkbox"/> 貸借対照表により算出される直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であるか。	
	③	<input type="checkbox"/> 損益計算書により算出される直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却費の額の和の平均値が零を超えているか。	
	④	<input type="checkbox"/> 国税（法人税及び消費税）及び地方消費税について、過去1年未納がないことを証する書類（税務署長が交付する納税証明書（その3の3））が提出されているか。	
	⑤	<input type="checkbox"/> 事務所及び事業所 ^{※3} に関する社会保険料について、過去1年間未納がないことを証明する年金事務所等により交付された社会保険料納付確認書が提出されているか。	
	⑥	<input type="checkbox"/> 事務所及び事業所 ^{※3} に関する労働保険料について、過去1年間未納がないことを証する地方労働局長等により交付された労働保険料納付確認書が提出されているか。	

※3：事務所及び事業所とは、本申請においては以下のとおりとする。

収集運搬業；入札参加資格者、申請者の所在地

処分業；当該入札業務に係る中間処理業又は最終処分業の所在地

誓約書

支出負担行為担当官
北海道農政事務所長 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 産業廃棄物の収集運搬及び処分等業務に提出される申請資料に虚偽の報告の無いこと。
- (2) 令和3年8月から令和8年7月までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないこと(書類提出日から入札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに北海道農政事務所長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。)
- (3) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.3.3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて公表されており、かつ、〇〇業務入札参加時において最新のものであること。
- (4) インターネット上で事業の透明性に係る情報については、以下に記載するURLをトップページとして公表していること。

URL : _____

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

事業の透明性に係る基準に適合することを証明する提出書類について（補足）

優良産廃処理業者認定制度の優良認定を受けていない事業者は、事業の透明性に係る基準に適合する書類をインターネット上に公表するとともに、それを証明する書類を提出すること（インターネット上の公表画面のハードコピー等を印刷したもの等）。

	公 表 事 項	適 用	
		収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報		
②	事業計画の概要	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○
④	運搬施設に関する事項	—	
	処理施設に関する事項		—
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の工程		—
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		—
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		—
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	○	○
⑪	処理料金の提示方法	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	○	○

注1：記載例①～⑬の公表事項の詳細については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」を参照のこと。

注2：記載例④⑥⑧及び⑨については、書類の提出を要しない。

直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の
自己資本比率が10%以上であることを証する書類

支出負担行為担当官
北海道農政事務所長 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	純資産合計 (円)	負債・純資産合計 (円)	自己資本比率 (%)
令和5年度 (3年前事業年度)	(A)	(B)	(A)/(B)
令和6年度 (2年前事業年度)	(C)	(D)	(C)/(D)
令和7年度 (前年度)	(E)	(F)	(E)/(F)

上記の表より、令和5年度、令和6年度、令和7年度において自己資本比率が10%以上である。

なお、自己資本比率の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.6 財務体質の健全性に係る基準」における「① 自己資本比率に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却の額の和の平均が零を超えていることを証する書類

支出負担行為担当官
北海道農政事務所長 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	経常利益金額 (円)	減価償却費 (円)	経常利益+減価償却 (円)
令和5年度 (3年前事業年度)			(ア)
令和6年度 (2年前事業年度)			(イ)
令和7年度 (前年度)			(ウ)

令和5年度～令和7年度3カ年の「経常利益」+「減価償却」の平均値

$$\frac{\boxed{\text{(ア)}} + \boxed{\text{(イ)}} + \boxed{\text{(ウ)}}}{3} = \underline{\hspace{2cm}}$$

上記より令和5年度、令和6年度、令和7年度の経常利益金額と減価償却費の和の平均値が零を超えている。

なお、経常利益金額等の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.6 財務体質の健全性に係る基準」における「② 経常利益金額等に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

様式

事業名： _____
組織名・代表者氏名： _____
住所： _____
連絡先： _____

環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）実施状況報告書

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ _____ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ _____ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> 「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 従業員等の向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> その他（ ） 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）